

いわゆる土地国有化の理論的基礎 (中)

—— 若干の整理と覚え書 ——

奥 地 正

目 次

- I はじめに
- II 大土地所有と社会主義的土地国有化
 - (1) 国家による大土地所有の収奪
 - (2) 国有地における農業の経営形態
 - (3) 土地国有と地代範疇
- III 農民的土地所有・経営と社会主義的土地国有化
 - (1) 土地国有化へのいま一つの道
 - (2) 農民的土地所有・経営から協同組合的土地所有・経営へ
..... (以上、第31巻第1号)
 - (3) 農業の集団化と地代範疇
 - 1. プロレタリア権力形成期の農民的経営と地代
 - 2. 協同組合的経営の発展と差額地代止揚の論理
- IV 資本主義的 (ブルジョアの) 土地国有化について
 - (1) ブルジョア民主主義革命としての土地国有化
 - (2) ブルジョア国家による「共同社会的条件」整備のための土地国有化
 - 1. 「経済的進歩」としての土地国有化をめぐる
 - 2. 国土環境の維持・改善と土地国有化
..... (以上、本号)
- V 現代日本における土地国有化問題の位相
- VI おわりに

Ⅲ 農民的土地所有・経営と社会主義的土地国有化

（3）農業の集団化と地代範疇

それでは、「共産主義社会の第一段階」において、農民的小経営（農民的小土地所有にもとづくものだけではなく、国有地の借地形態での農民的小経営をも含む）、および中・大農の経営——全構造的には、当然この他に、第Ⅱ節でみた国有・国营農場や国有・協同組合農場が並存しうる——が、漸次協同組合的経営・土地所有（集団所有ないし共同所有）に転化し、協同組合経営として発展していく過程で、農産物の価格や地代は、どのような変化をたどるのであろうか。

1. プロレタリア権力形成期の農民的経営と地代

まず、ここでは農民的経営は基本的には、農民的土地所有＝私的土地所有を基礎として経営されるのであるが、しかし、それにもかかわらず絶対地代は形成されえない。それはけだし、第一にありうべき国有・国营農場や国有・協同組合農場では、私的土地所有の独占はずでに廃絶されており、そして第二に農民的小経営の場合には、私的土地所有の独占の結果としての絶対地代は本来、形成されえないものだからである。この後者については、『資本論』の次の一節をみておだけで、さしあたり十分であろう。すなわち、「分割地農民にとって搾取の制限として現われるものは、一方では、彼が小さな資本家であるかぎりでは資本の平均利潤ではなく、他方では、彼が土地所有者であるかぎりでは地代の必要ではない。小さな資本家としての彼にとって絶対的な制限として現われるものは、本来の費用を差し引いてから彼が自分自身に支払う労賃に²¹⁾ほかならない。」

さて、「土地生産物の平均市場価格がこの場合に（分割地経営の場合に——筆者）どのように規制されていようと、差額地代、すなわち優等地または比較的好位置にある地所にとっての商品の価格の超過部分は、明らかに、この場合

にも資本主義的生産様式の場合と同様に存在しなければならない²²⁾のであるが、このことは当然、社会主義下における農民的小経営はもちろん、その他の経営（中・大農や協同組合農場、国営農場）の場合にも妥当する。そして、社会主義下においても、農業の再生産が保障されなければならないかぎり、農産物の価格は最劣等地における標準的経営が投下した社会的必要労働量を、商品価値の交換関係を通じて等価補填しなければならず、こうして、その他の優等地の経営においては「農産物の社会的生産費（または社会的価値）とその個別的生産費（または個別的価値）との差額²³⁾」が社会主義的差額地代として形成されざるをえないのである。

それでは、この差額地代は社会主義社会にあって、どのような現象形態をとり、どのような社会的関係を通じて、どのように帰属するのであろうか。この問題は、農業の経営様式がこの「第一段階」を通じて、農民的经营（土地所有）から協同組合的経営（土地所有）へと転化し、さらに発展するにもなって、当然変化するものであるが、まずその初期の段階については、第Ⅱ節でも掲げた「ドイツにおける共産党の要求」の次のような内容が注目されるべきであろう。

[33] 6. これまで農民を苦しめてきた、あらゆる封建的負担、あらゆる貢租、賦役、十分の一税等は、なんらの補償なしに廃止される。

7. 王侯領その他の封建的領地、すべての鉱山、炭坑等は、これを国家の財産とする。これらの領地では、農業は、大規模に、科学の最新の方法を用いて、全国民の利益のために経営される。

8. 農民の地所に設定された抵当権は、国家の財産であると宣言される。農民は、それらの抵当権の利子を国家に支払う。

9. 小作制度の発達した地方では、地代または小作料は、租税として国家に支払われる。

6, 7, 8, 9にあげられた、これらの方策はみな、国費の支弁に必要な手段をせばめることなく、生産そのものを傷つけることなしに、農民と小作人とにたいする公共の負担その他の負担を軽減するために、実施されるものである²⁴⁾。

——マルクス・エンゲルス「ドイツにおける共産党の要求」(1848年)より。

ここで注目すべきは、第8, 9項と、それにかかわる説明文であるが、ここ

に明示されているのは、第一に大土地所有の収奪という本来の土地国有化とともに、農民の自作地に設定された抵当権の国有化であり——ちなみに、「抵当権主は、事実上土地所有主である。抵当負債者は彼に対しては、恰も小作人の土地所有者に対するが如き関係にある。」²⁵⁾——、第二に国家は従来の地代を租税として収受するとともに、抵当権の利子をも収受し、これらを国家の経費にあてることである。そして、これらの「負担」は、農業の「生産そのものを傷つけることなしに、農民と小作人にとたいする公共の負担その他の負担を軽減するために、実施される」という方針からも明らかなように、やがては社会主義的差額地代への統合・転化が予想されるものであるとよい。

ところで、農民的小経営のこの「負担」の問題は、その後レーニンによって、プロレタリア革命直後の過渡期の問題として、新たに具体的な展開が与えられることになる。レーニンは1920年に、「コミンテルン大会の農業問題にかんする一般的決議」のための原案（全9節からなる）を起草したが、その中でつぎのように述べている。

[34] 二、……／第三は、小農、すなわち、自分の家族と経営との必要を満たす程度のさほど大きくない地所を、所有権か小作権にもとづいてもち、他人の労働力をやとわない小農耕者である。この層は、プロレタリアートの勝利によって、層として無条件に得をする。プロレタリアートの勝利が、つぎのものをすぐさま、また完全に彼らにあたえるからである。(i)大土地所有者にたいする地代または刈りわけ分の免除（たとえば、フランス、おなじくイタリアなどの métayers すなわち分益農）、(ii)抵当債務の免除、(iii)大土地所有者のいろいろの形態の圧制、彼らへの隷属からの解放（森林とその利用など）、……

四、経済学的な意味で「中農」というのは、やはりわずかな地所を、所有権か小作権にもとづいてもっている小農耕者をさすのであるが、……他人の労働力をやとうばあいがかなり多い……勝利したプロレタリアートは、地代や抵当を廃止して、彼らの状態を直接に改善してやるであろう。プロレタリア権力は、大多数の国では、けっしてすぐに私的所有を廃止してはならない。ともかく、プロレタリア権力は、小農にも中農にも、彼らがその地所をそのまま持ちつづけることだけでなく、彼らが普通小作している分だけ全部その地所をふやす（地代の廃止）ことを、保障するだろう。……集団農業への移行を、プロレタリア権力はきわめて慎重に、しかも実例の力で、徐々にこなうべきであって、中農にはどんな強制もくわえてはならない。

五、大農 (〈Grossbauern〉) というのは、農業における資本主義的企業家であり、通則として、数名の賃金労働者をつかって経営していて、……/しかし、大農の収奪さえ、けっして勝利したプロレタリアートの直接的な任務とはなりえない。なぜなら、こういう経営を社会化するには、物質的な、とくに技術的な条件が、それから社会的な条件もまだないからである。ばあいによっては、おそらく例外的にであろうが、彼らの地所のうち、小作に出してある部分、または周辺の小農民にとくに必要な部分を没収することもある。……通則として、プロレタリア国家権力は、大農の土地をそのままにしておくべきであって、それを没収するのは、勤労被搾取者の権力に反抗するときだけにかぎらなければならない。……

六、革命的プロレタリアートは、地主、大土地所有者のすべての土地を即時かつ無条件に没収しなければならない。……

勝利したプロレタリアートが大土地所有者から没収した土地の経営方式の問題についていえば、ロシアではその経済が立ちおくれたために、これらの土地を分割して農民に利用させるのを主として、いわゆる「ソヴェト農場」として維持されたものは、比較的まれな例外であった。……先進資本主義国については、大農業企業の大部分はそのままにしておいて、ロシアの「ソヴェト農場」の型にならって経営することが正しいと、共産主義インタナショナルはみとめる。

しかしこの原則を過大評価したり、紋切型にしたりして、収奪された搾取者の土地の一部をその近辺の小農、ときには中農にただで譲渡することは絶対にゆるぎないとしたら、それは最大の誤りであろう。

——レーニン「農業問題についてのテーゼ原案 (共産主義インタナショナル²⁶⁾ 第二回大会のために」(1920年)より。

以上、やや長い引用になったが、レーニンがわれわれの当面の課題についてここで新たに展開したことは、マルクスとエンゲルスの土地国有化に関する基本的な理論を厳密にふまえながら、第一に農民的小経営を擁護し、その状態をただちに改善する観点から、旧小作地、すなわち新国有地の従来どおりの耕作を無条件に保障したこと、その上で第二に、小農民の小作権 (耕作権) を改善・強化する方向で、国家に対する地代、さらには抵当権の利子の支払いを免除ないしは「廃止」したことである。

レーニンがこのように農民的小経営の維持・改善にわけても留意したのは、端的に言って、ロシア革命の歴史的経験を経て、プロレタリア権力の形成期について、次のような実践的認識が深められたからであろう。すなわち、第一に

プロレタリア権力の形成期には、ブルジョアジーとの闘争において、「プロレタリア権力は、中農が中立化し、小農の全部ではなくとも大多数が支持しなければ、ゆるぎないものとはなりえないので」²⁷⁾あり、第二に同時期には、「ソヴェト農場」の創設や「大経営の国家管理」や大農経営の「社会化」や「小農耕者」による「集団的な機械制大規模農業」の形成などのための「物質的な、とくに技術的な条件が、それから社会的な条件もまだないから」²⁸⁾であり、「またそうした基盤を一挙につくり出すこともできないからである」。

2. 協同組合的経営の発展と差額地代止揚の論理

さて、社会主義下における農業の経営様式の農民的経営（土地所有）から協同組合的経営（土地所有）への転化とその発展については、第2次大戦後、東欧諸国の歴史的現実²⁹⁾は、次のような「四つの型の農業生産協同組合を析出」したといわれる。

I型：生産手段はすべて個人所有で、所有者が自由に使用し、ただこれを一定の共同作業のために一時的にプールするだけである。収穫は耕作者個人に帰属する。……

II型：個人所有地の境界が取り払われるが、共同経営は耕種生産のみに限定される。土地をふくむすべての生産手段が私有のままである点はI型と同じである。

III、IV型：耕種、畜産ともに共同化され、土地をのぞく生産手段が共有化される。III型とIV型の相違は所得の分配方法であり、前者では土地報酬（地代）と労働報酬の二本建てであるのに対し、後者では労働報酬に一本化されている。この高次の協同組合形態は現在最も一般的であり、IV型はソ連のコルホーズに相当する。

東欧社会主義諸国では戦後、ソ連とは異なって土地国有化は行なわれず、農業の社会主義化は、農業生産の集団化・共同化の前進として、すなわち、上掲の低次の型の組合から高次の型の組合へと発展する過程として実現されたが、その「過程で地代の支払は廃止され、それとともに、土地は法的には勤労農民の私的所有でありながら、経済的には社会的所有になる」³⁰⁾といわれている。

しかし、ここで“地代の廃止”といい、また私的土地所有の「社会的所有」への転化をいっても、それは事柄の性質からして当然に、個別協同組合内部における、個々の組合員たる農民と組合経営との関係の範囲の問題にすぎない。政治経済学上の問題の核心は、一国社会主義の農業を構成するすべての協同組

合経営にあって、農産物の価格がどのようなものとして形成され、そして差額地代がどのように形成され、またそれがどのように帰属するのかにあるのであって、“地代の廃止”や私的土地所有の「社会的所有」への転化の如何も、一にこの問題の帰結の如何にかかっているといわねばならない。

まず第一に、農産物の価格は最劣等地における標準的な協同組合経営における個別的生産費(個別的価値)を基準として形成(設定)されなければならない。何故なら、もし一社会主義国の価格機構にして、この条件が恒常的に満たされないとすれば、それはとりもなおさず、農工間の構造的な不等価交換を意味し、社会主義社会においても貫徹すべき「価値法則」(等価交換の原則は、その一側面である)に、つまりは「生産者の権利は生産者の労働給付に比例する」「共産主義社会の第一段階」の基本原理に背反することになるからである。

農産物の「社会的価値の規定の問題」をめぐって、ソ連には従来から次のような見解がある。すなわち、「全国的な平均的生産条件のもとで、あるいは平均的な生産条件をもつ地域で生産物の生産に支出される対象化された労働と生労働支出の平均的な大きさを生産物の社会的(国民経済的)価値と認める見解³¹⁾」である。また、わが国でも同様の見解として、保志恂氏の説がみられる。³²⁾

これらの見解は、1950年代以前のソ連の現実の一つの反映であるとみられるが、社会主義農業の経済論理としては、根本的に誤っているといわねばならない。何故なら、農産物の価格制度がこの見解に立脚するかぎり、平均以下の土地条件にある経営は年々、縮小再生産をまぬかれず、わけても土地条件の相異にもとづく労働報酬の格差構造が一般化し——ソ連で、1966年から「保証労働支払制」が導入され、東欧諸国でも「協同組合農民に最低労働報酬制を導入」しつつある³³⁾のは、一つにはこの問題に関する改革過程を意味しよう——、資本主義の全発展過程を通じて貫徹してきた「都市と農村の対立」、「都市と農村との分離」、農工間の不均等発展とその格差構造を止揚してゆく展望は、とうてい望みえないからである。

第二に、「共産主義社会の第一段階」において形成されるべき社会主義的差額地代は、どのような形態によってであれ——例えば、農産物の“買付格差価格”制であれ、土地税制であれ、その他であれ——、国家ファンドへの編入によって全国(全農業)的にプールされ、まずもって農業の土地改良をはじめとする自然的、社会的な生産諸条件の改善をめざして投資されなければな

らない。「こうして土地所有者によって食われていた資本の全部が、土地労働の(格差の——筆者)均等化に、また農業一般に費やされる労働を減少させるのに、役だつであろう。」³⁴⁾

自然的条件を異にする諸協同組合間の収穫の差(差額地代)が、農民的土地所有=私的土地所有に基礎をおいているにもかかわらず、各個別協同組合経営に(さらには、各農民に)帰属するのではなく、全社会的にプールされなければならない理論的な根拠は何か?——その第一は、農業内部の各協同組合間であっても、当然、「生産者の権利は生産者の労働給付に比例」しなければならぬからであり、第二に、この差額地代の総額は本来、「虚偽の社会的価値」として、当該社会主義社会から全農民に贈与されたもの——「消費者として見た社会が土地生産物のために過多に支払うもの、それは土地生産での社会の労働時間の実現のマイナスをなす」³⁵⁾もの——に他ならないからである。³⁶⁾

このような経済構造が実現してなお、地代ははまだ“廃止”されはしないのであるが、しかし、勤労農民の私的所有の「社会的所有」への転化は、その狭隘な個別協同組合経営の範囲をはるかにこえて、“全”協同組合的(“全”農民的)土地所有——しかし、いまだ全国民的土地所有ではない——へと発展することになるのである。

保志 恂氏の所説に対する評注：——

(1)氏は、「土地生産物の現実的労働時間での評価は……優等地、劣等地それぞれの生産物買い上げ価格の差等の設定ということによって理論的に可能のごとくであるが、現実的には無数の差等を設けることになる。またさらに現実上の問題として、評価さるべき「現実的労働時間」の質の差異・生きた労働と過去に対象化された労働との関係・の問題がはいりこんで、事実上困難なことになる。土地条件による生産物価格の差等の設定は過渡的措置以上の意義は持ちえないであろう。」として、「土地生産物の現実的労働時間での評価は、土地条件、自然的条件をふくめて、平均的生産諸条件で生産される労働時間量が、基準的な労働時間量として設定され、生産物が、それに照応する「価格」で買い上げられること、……によって貫徹される。」といわれる。³⁷⁾

しかし、まず、氏のいわれる“現実上の困難”は、何も「買い上げ価格の差等の設定」の場合だけでなく、氏の「平均」の場合でも同様であり(何故なら、平均は差等をもつ全体の平均だから)、さらには、これらの「困難」は総じて、社会主義計画経

済の管理・運営上のいわば技術的な問題にすぎない。そして、この程度の「困難」を現実に正しく処理できなくて、どうして複雑をきわめる現代経済の全体を社会主義的に十全に計画し、管理・運営することができるであろうか。実際、ソ連などでみられる地帯別買付格差価格制度に関する、より「経済的に根拠のある買付価格」設定の政策や、経営グループ別格差価格設定の試みなどは、いかに遅々とした動きではあれ、こうした「困難」への対応過程に他ならない。

(2) ついで氏は、氏の所説を「第Ⅲ-3表 差額地代の消滅の初期形態」として表示され、「平均的条件での労働時間量が基準となれば、優等地において超過部分が発生し、劣等地においては、マイナス超過部分が発生する。しかし、全社会的にはこの兩部分は均等化してゼロとなり、範疇としての差額地代は消滅する。優等地における超過部分、これを差額所得と呼ぶならば、……優等地の「差額所得」は、一部分はこの均等化（土地の「自然的相違の均等化」——筆者）のために、一部分は全農業労働の生産性を高めるために役だてられる。」と論じられ、つづいてマルクスの『学説史』から次の一節を引用されている。すなわち「土地所有者に食われていた資本全部が土地労働の均等化、および、農業一般に費される労働の減少に、役だつことになろう」と。

しかし、氏にあっては何よりもまず、「土地労働の均等化、および、農業一般に費される労働の減少」のために、どのようにして「土地所有者に食われていた資本全部」が、「役だつこと」ができるのであろうか？ というのは、氏にあっては、「平均的条件での労働時間量」が農産物の「買い上げ価格」の——したがって、この場合、当然想定されているように、売り払い価格の——「基準」とされている結果、すでに「差額地代は消滅」してゼロとなっており、したがって、どのような意味でも現実の投資に、「役だてられ」ないからである。

あるいは氏は、いわれるかも知れない。それは、優等地の「差額所得」の調達によって可能である、と。しかし、このいわれるところの優等地の「差額所得」こそは、劣等地の「生産費」からの控除分（氏のいわれる「マイナス超過部分」）に他ならず、「全社会的」な価値の再生産の観点からして、いかなる意味でも農業の、いわれるような蓄積ファンドを形成するものではありえないのである。

氏の所説が意味するところによれば、きたるべき社会主義の下では、農民（または協同組合経営——さらに、氏が想定されているであろうように、国有・協同組合経営の場合でも、事態の性質に変わりはない——）は、次のような状態におかれることになるであろう。すなわち、全農民は何よりもまず、前社会で享受していた差額地代の全額を国家によって収奪される。そして、この前提条件の下で、平均的条件より劣等な土地にあるすべての農民的経営の通常再生産費から、平均生産費をこえる全生産費部分（氏のいわれる「マイナス超過部分」）が収奪され、これが年々の新規投資にふり向けられることによって、つまりは、農業全体の、わけても劣等地の農民の、いわ

ば「自力更生」によって、一つには「全農業労働の生産性」向上を図って、農産物の価格をさらに傾向的に低下させ、二つには農業「技術の工業水準に匹敵する高度化」（同書280頁）を実現し、さらに三つには、全農業史を通じて形成されてきた土地の「自然的相違の均等化」をも達成していくこと、——このように巨大な“歴史的使命”の達成を、農民は遂行しなければならないことになるであろう。

氏によって措定されたこのような農業・農民の“運命”は、いってみれば資本の本源的蓄積期にも匹敵する社会主義の“歴史的収奪”の中で、きたるべき共産主義の“千年王国”を渴仰しつつ、呻吟しなければならない農民の姿を、予言するに等しいのではないだろうか。

(3)さきに氏がいわれたこととは反対に、「土地条件による生産物価格の差等の設定は過渡的措置」ではなく、氏のいわれる「差額地代消滅の最終形態」（土地の「自然的相違」は完全に「均等化」され、農業部門の「生産ファンド」の有機的構成が工業部門のそれと一致するにいたる段階——同書280～81頁）が実現されないかぎり、「共産主義社会の第一段階」だけでなく、その「より高度の段階」をも通じて貫徹されるべき、共産主義社会の基本的経済論理の一現象形態でありつづけるであろう。

この過程で変化するのは、ただ農産物の販売（消費者）価格——すなわち、本来の意味での社会的価値——の水準であって、これは「第一段階」でのそれが、最劣等地における標準的経営の個別的価値を基準とするものから、「より高度の段階」では平均的な土地における標準的経営の個別的価値を基準とするものへと転化してゆくであろう。この時、農産物の総販売価格は総買付価格と等しくなるところまで低下し（ここでは当然、輸送費・保管費などの流通費は捨象されている）、こうして差額地代は、ここではじめて消滅するのである。

最後に、「共産主義社会のより高度の段階」では、農業と工業の不均等発展は基本的に克服され、「都市と農村の対立」は止揚され、農業における土地条件の均等化が巨大な前進を示し、「人間と土地とのあいだの物質代謝」，「人間が食糧や衣料の形で消費する土壌成分が土地に帰ること」，つまり「土地の豊穡性の持続の永久的自然条件」³⁹⁾が根本的に回復され、「農業一般に費やされる労働」が大きく「減少」し、農産物の生産費が——したがって、その買付（生産者）価格が——一般的に低下する（付図で、P I から P II へと低下する）構造変化の中で、農産物の販売（消費者）価格（本来の意味での社会的生産費＝社会的価値）が、「第一段階」での最劣等地における標準的経営の個別的生産費を基準とするものから、この段階では平均的な土地（中位の土地）におけるそれを基準

とするものへと転化される(付図のC IからC IIへの転化)。

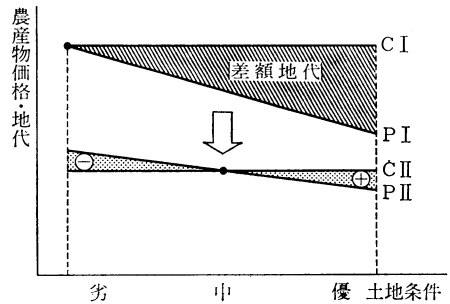
この段階においても土地条件の差等は、大きく均等化したとはいえ、なお残存し、したがって農産物の買付(生産者)価格(個別的生産費=個別的価値)の差等は存在するが(付図のP II)、しかし、劣等地の協同組合経営からの農産物買付による国家ファンドのマイナスと優等地のそれからの買付によるプラスとは均衡し、

こうして社会主義的差額地代——「第一段階」を通じて、当該社会主義国の「消費者として見た社会が土地生産物のために過多に支払」いつづけてきた「労働時間」——は、その歴史的役割を終え、最終的に消滅するのである。

こうして、一社会主義国を構成するすべての農業協同組合経営において、全協同組合(全農民)がこれまで全社会(全国民)から、贈与されつづけてきた社会主義的差額地代は最終的に“廃止”されるのであるが⁴¹⁾、この差額地代の消滅とともに——すなわち、「土地所有者という階級の基礎」の消滅とともに——、全協同組合的(全農民的)土地所有という階級的土地所有そのものも消滅し、ここにはじめて全国民的土地所有が成立するのである。——「土地は全国民だけが所有できるという決定を、未来はくださであらう」!⁴³⁾

この時から農業は、はじめて自分自身の足で立ち、工業と手をたずさえて進むのであるが、「農業、鉱業、製造業、一言でいえばすべての生産部門は、しだいに最も効果的な形態に組織されていくであらう。生産手段の国民的集中は、合理的な共同計画に従って意識的に行動する、自由で平等な生産者たちの諸協同組合からなる一社会の自然的基礎となるであらう。」⁴⁴⁾そして、「発展がすすむなかで階級差別が消滅し、結合社会をつくった諸個人の手にも全生産が集中されたとき、公的権力はその政治的性格を失う⁴⁵⁾」のである。

付図 共産主義社会の第I段階から第II段階への発展と農産物価格・地代の構造変化



(注) P : 買付(生産者)価格 (=個別的生産費)
C : 販売(消費者)価格 (=社会的生産費)

- 21) 『資本論』第Ⅲ巻・第6篇第47章第5節，全集㊟b 1032頁。
- 22) 同前，全集㊟b 1031頁。
- 23) ソ連邦科学院経済学研究所著・経済学教科書刊行会訳『経済学教科書』（改訂第三版，1959年）第4分冊894頁。
- 24) 全集㊟3頁。
- 25) K. カウツキー・向坂逸郎訳『農業問題——近代的農業の諸傾向の概観と社会民主党の農業政策——』（下巻，岩波書店）161～62頁。
- 26) 『レーニン全集』（大月書店）第31巻144～150頁。（／印は，段落を示す。圏点は筆者による。）
- 27) レーニン「農業問題についてのテーゼ原案（共産主義インタナショナル第二回大会のために）」——『レーニン全集』㊟151頁。
- 28) 同前・『レーニン全集』㊟149～152頁。
- 29) 大崎平八郎編著『現代社会主義の農業問題』（1981年）第9章，196～97頁。
- 30) 同前，198頁。
- 31) 同前・第4章，88頁。
- 32) 保志 恂『戦後日本資本主義と農業危機の構造』（1975年）278～85頁，および拙論「いわゆる土地国有化の理論的基礎（上）」の第Ⅱ節，注23），および19）を参照。
- 33) 前掲『現代社会主義の農業問題』第6章，137～39頁，および第9章，204頁。
- 34) 『剰余価値に関する諸学説（『資本論』第Ⅳ巻）』第8章，全集㊟Ⅱ128頁。
- 35) 『資本論』第Ⅲ巻・第6篇第39章，全集㊟b 853頁。
- 36) ついでに，ここで少し先回りをすれば，差額地代の第1形態と第2形態とを国家と経営の間でどう配分するかの問題について，ソ連では次の三説があるといわれる。(1)「土地の位置と豊度という自然差から生ずる第1形態は，国家に引渡し，相つぐ投資から生じた第2形態は経営に残して拡大再生産と勤労者の経済的刺戟に当て」る，(2)「第1形態を含めて全差額地代を経営に残し，好条件の土地，コストのやすい土地に生産を集中した方が社会的に有利」である，(3)「第2形態を含めて全差額地代を国家に引渡すべきだ。第2形態もやはり土地の質と無関係でなく，これを経営に残すと再生産の経済的条件の差が大きくなる」。——丸毛 忍「ソ連の土地問題——土地国有と地価算定をめぐって——」，佐伯尚美・小宮隆太郎編『日本の土地問題』（1972年）第14章，375頁。
 興味深い問題であるが，問題の基本構造を論じているこの段階では，諸説の当否を含むこの問題の検討には立ち入らない。
- 37) 前掲『農業危機の構造』278～79頁。
- 38) 同前，279～80頁。

- 39) 『資本論』第Ⅰ巻・第4篇第13章第10節（大工業と農業），全集㊸a 656頁。
- 40) ここで、念のために付言しておく、ここで論じている農産物の“買付格差価格”が、現実の具体的な制度として、農産物の一定の形態での買付格差価格制度として現象するのか、あるいは例えば、買付均一価格制度の下での土地課税額格差制度の形態をとるのか等々の問題は、さしあたりどうでもよいことである。
- 41) ここで、本節の前項末尾でみた協同組合の課題（前稿，22頁参照），すなわち，「農民協同組合をしいにより高い形態に移行させ，その協同組合全体および各組合員の権利義務を，大共同社会のその他の諸部門のそれと均等化させる」（「フランスとドイツにおける農民問題」より）課題が，基本的に達成される。
- 42) 全集㊸b 852頁。
- 43) マルクス「土地の国有化について」（1872年）より。全集㊸55頁。
- 44) 同前，55頁。
- 45) 「共産党宣言」（1847～48年）より。全集㊸495頁。

Ⅳ 資本主義的（ブルジョア的）土地国有化について

等しく土地国有化といっても，以上の第Ⅱ，Ⅲ節で論じた社会主義的土地国有化と，本節で課題とする資本主義的（ブルジョア的）土地国有化とは，その政治経済的性格において当然，本質的な相異がある。すなわち，前者の社会主義的土地国有化は，すでに明らかにしたように，プロレタリアートの社会主義革命の課題であり，政権を担当したプロレタリアートが社会主義経済建設のための基礎構築の一環として，基本的にはブルジョアジーとの階級的対抗関係の中で，大土地所有者（ブルジョアジー）と農民諸階層（小ブルジョアジー）の土地について，実施すべきものであった。

これに対して，後者の資本主義的（ブルジョア的）土地国有化は，何よりもまず資本主義経済体制の下で，「ブルジョアの改良」としてであり，一定の「経済的必要」によってであり，あるいはその他であり，ブルジョアジーのヘゲモニーの下で実施されるべきものであり，この点において前者のそれとは本質的な相異をもっている。

ところで，等しく資本主義的（ブルジョア的）土地国有化といっても，それが

資本主義の生成期のものであるのか、あるいは産業資本主義、独占資本主義の段階のものであるのか、さらには今日の国家独占資本主義下のそれであるのかによって、その政治経済的意義や性格は当然、大きく異なってくるであろう。¹⁾

ここには理論的、実証的に究明されるべき幾多の問題が伏在しているとみられるが、本節では小稿の第Ⅰ節（前稿）で設定した課題に従って、以下二、三の問題を検討しておこう。

（1）ブルジョア民主主義革命としての土地国有化

資本主義的土地国有化の最初の形態は、通常、資本主義の形成期に遂行されるべきブルジョア民主主義革命の一環としての土地国有化であるが、この問題についてはレーニンが、「1905—1907年の第一次ロシア革命における社会民主党の農業綱領」において、最初の理論化を行なった。彼は、その「第三章 国有化と公有化の理論的基礎」の中で、まず「土地国有とはなにか？」について、マルクスの規定（次の〔35〕を参照）にもとづきつつ、次のように論じている。

〔35〕 資本主義的生産様式を前提すれば、資本家は、生産の必要な機能者であるだけでなく支配的な機能者でもある。これに反して、土地所有者はこの生産様式においてはまったく余計な者である。この生産様式にとって必要なことのすべては、土地が共有でないということ、土地が労働者階級に属しない生産条件として彼らに相対するという、それだけである。そして、この目的は、もし土地が国有化され、したがって国家が地代を受け取るとすれば、完全に達成される。

——『剰余価値に関する諸学説（『資本論』第Ⅳ巻）』第8章より。²⁾

〔36〕 資本主義的關係のもとの土地国有は、地代を国家へ引きわたすことであって、それ以上でもそれ以下でもない。……国有（純粹な形での）は、賃金労働者に賃金をはらって自分の資本にたいして平均利潤をうけとる農業企業家から、国家が地代をうけとることを前提とする……資本主義社会における土地国有の問題は、本質的に異なる二つの部分に分けられる。すなわち、差額地代の問題と絶対地代の問題とである。国有化は、前者の領有者をかえ、後者の存在そのものをくつがえす。したがって国有化は、一方では、資本主義の範囲内での部分的改良（剰余価値の一部の領有者の変動）であり、他方では、一般に資本主義の発展全体を妨げている独占の廃止である。

——レーニン「1905—1907年の第一次ロシア革命における社会民主党の農業

綱領」(1907年)第3章より。³⁾

[37] 土地私有の廃止こそは、ブルジョア社会で可能なかぎりの最大限のものであり、そして、農業へ自由に資本をもちいるのを妨げ、資本が一つの生産部門から他の生産部門へと自由に移動するのを妨げるいっさいの障壁を除去することである。資本主義の発展の自由、広さ、速さ、階級闘争の完全な自由、農業を「苦汗」産業に似たものにしていっさいのよけいな仲介者の消滅——これこそが、資本主義の生産のもとでの土地国有なのである。……土地国有は、地代の一部を取りさり、しかも経済機構には手をふれることがない……

理論的には、国有は農業における資本主義の「理想的に」純粋な発展をあらわすものである。

——同前・第3章より。⁴⁾

ここに示されているのは、資本主義的（ブルジョア的）「土地国有」についての、いわば“純粋に理論的”な概念であるが、それでは、この「土地国有」は一国資本主義のどのような発展段階において、実現可能なのであろうか。この問題は、「理論的には、これは論証できない」性質のものであるが、しかし、「国有は、資本主義の急速な発展の結果であるばかりでなく、その条件でもある。国有は、農業における資本主義がきわめて高度に発展したときにだけ可能だったと考えるのは、ブルジョア的進歩の方策としての国有を否定するものだといってもよい。なぜなら、農業資本主義の高度の発展は、いたるところで、「農業生産の社会化」すなわち社会主義的変革を、すでに日程にのせた（新しい諸国でも、やがてはかならず日程にのせるであろう）からである⁵⁾」。こうして、「土地国有」実現の発展段階的な条件については、次のような論述がなされる。

[38] ブルジョアの方策としてのブルジョア的進歩の方策は、プロレタリアートとブルジョアジーとの階級闘争がはげしく尖鋭化しているばあいには、考えられない。このような方策は、むしろ、まだその力を発展させておらず、その矛盾をまだ最後まで展開しておらず、直接に社会主義的変革をめざすほどの力強いプロレタリアートをまだつくりだしていないような「若い」ブルジョア社会で、ありそうなことである。⁶⁾

——同前・第3章より。

[39] これら二つの障害（マルクスが『剰余価値学説史』で指摘した土地国有化の実現に対する二つの障害、すなわち、「急進ブルジョアは、いっさいの私的所有にたいする社会主義的攻撃の危険、すなわち社会主義的変革の危険をおもんばかって、私的土地所有を攻撃する勇氣に欠けている」こと、および、「ブルジョア自身が土地領有

者になった」こと——筆者）は、一般的にいて、資本主義の末期ではなく、その初期にだけ、社会主義革命の前夜ではなく、ブルジョア革命の時代にだけ、除去することができる。……ブルジョア革命の時代には、客観的条件が「急進ブルジョア」を勇敢にする。なぜなら、彼らはその時代の歴史的任務を解決しつつあるのであって、階級として、まだプロレタリア革命をおそれるわけがないからである。ブルジョア革命の時代には、ブルジョアジーはまだ土地領有者になっていなかった。その時代には、土地所有にはまだあまりにも封建制度がしみこんでいたのである。そこで、ブルジョアの農耕者、農業企業家の大衆が、土地所有の主要な諸形態とたたかい、そのため、完全なブルジョアの「土地解放」すなわち国有化を、実践的に実現しようとするという現象が可能となってくる。

——同前・第3章より。⁷⁾

このように、資本主義的土地国有化は、資本主義の形成期、ブルジョア革命の時代において、大きな実現可能性をもつということであるが、それでは、このような土地国有化の“発展段階論”は、ロシアの現実とどのように結びついていたのであろうか。レーニンはこの点について、結論的に次のような判断を下している。

[40] これらすべての点で、ロシアのブルジョア革命はとくに好条件にある。純粋に経済的な観点から判断すれば、……ロシアの土地所有には、地主的土地所有にも農民的分与地所有にも、封建制度の残存物が最大限にのこっている……このような条件のもとでは、工業における比較的発展した資本主義と農村のものすごい立ちおくれとのあいだの矛盾は驚くべきものとなり、それは、客観的な諸原因の力によって、もっとも深刻なブルジョア革命へ、もっとも急速な農業進歩の諸条件の創出へと、事態をおしすすめていく。土地国有こそは、わが国の農業におけるもっとも急速な資本主義的進歩の条件である。わがロシアには、まだ「土地領有者」になっておらず、いまの時期にはプロレタリアの「攻撃」をおそれないで進む「急進ブルジョア」がいる。この急進ブルジョアというのは、ロシアの農民である。

——同前・第3章より。⁸⁾

ところで、このような土地国有化の方針は、次のようなロシアの“現状分析”，および「農業綱領」と、つまりは、レーニンのいわゆる“農業のブルジョアの発展をめぐる二つの道”の理論と密接に結びついていたことは、周知のところであらう。

[41] この発展（ロシア農業のブルジョアの発展——筆者）の形態は二つありうる。

農奴制の残存物は、地主経営の改造という道によっても、また、地主的巨大土地所有の廃止という道によっても——すなわち、改良の道によっても、革命の道によっても、消滅しうる。ブルジョア的発展は、大きな地主経営が先頭に立って、これがしたいにますますブルジョア的になっていき、農奴制的搾取方法をブルジョアの搾取方法によってしたいにおきかえていっても、すすむことができる。また、ブルジョア的発展は、小農民経営が先頭に立って、これが革命的手段によって社会という有機体から農奴制的巨大土地所有という「こぶ」をとりのぞき、そのあとで、巨大土地所有なしに、資本主義的農業経営制度の道を自由に発展していっても、すすむことができる。

ブルジョアの発展の客観的に可能なこの二つの道を、われわれはプロシア型の道とアメリカ型の道と名づけよう。

——同前・第1章より。⁹⁾

[42] 生産力(社会進歩のこの最高の基準)の発展をはかるためには、われわれは地主型のブルジョアの進化ではなく、農民型のブルジョアの進化を支持しなければならない。前者は、債務奴隷制と農奴制(ブルジョア的な音調につくりかえられる)の最大限の維持、生産力のもっとも緩慢な発展、資本主義の発展の渋滞を意味し、広範な農民大衆の、したがってまたプロレタリアートの測りしれないほどはるかにはなはだしい困窮と苦悩、搾取と抑圧を意味する。後者は、生産力のもっとも急速な発展と、農民大衆のもっとも良い(商品生産という環境のもとで一般に可能なかぎりでの)生活条件とを意味する。

——同前・第1章より。¹⁰⁾

こうして、レーニンはロシア農業の“現状分析”によって、「ブルジョア的発展の客観的に可能な」二つの道を析出し、その上で「社会進歩」の観点から、“小農民経営が先頭に立って、農奴制的巨大土地所有を廃止し、巨大土地所有なしに、資本主義的農業を自由に発展させる”道を支持したのであるが、「農業綱領」のこの「方向」の核心をなしたものこそ、さきに検討した資本主義的(ブルジョア的)土地国有化の方針に他ならない。そして、「ロシア革命の第一期の経験は、革命は農民的土地革命としてはじめて勝利しうることを、農民的土地革命は土地国有化なしにはその歴史的使命を完全にははたしえないことを、¹¹⁾最後の的に証明した」(同前・「結論」より)のである。

しかし、以上にみたレーニンの“ブルジョア民主主義革命の課題としての土地国有化”は、ロシア資本主義の歴史的発展の中では、そのままの形では、つまり「ブルジョア的進歩の方策」としては実現されずに、一つの歴史的課題と

して存続し、帝国主義戦争としての第一次世界大戦が激化し、世界資本主義の最も弱い環である当のロシアで、社会主義革命の課題が歴史的日程として目前に急迫してくる時点まで、つまりは「社会主義革命の前夜」までますます大きな課題として堆積され、そして1917年10月以降、人類史最初のプロレタリア社会主義革命が勝利する中で実現されることになるのである。

こうして、レーニンの“資本主義的土地国有化論”は、歴史的現実の中では、プロレタリア社会主義革命へと連続的に発展する「ブルジョア民主主義的変革」の課題となり、かつ実現されるのであるが、このことをまた、レーニンはすでに早くから予見もし（次掲〔43〕を参照）、歴史的現実の発展に照応して、その理論を発展させていったのである。

〔43〕 民主主義的変革ののちに強固になったブルジョアジー（民主主義的変革は、当然、ブルジョアジーを強固にする）が、労働者の獲得物をも、農民大衆の獲得物をも取りあげてしまうか——それとも、プロレタリアートと農民大衆が、自分の進路をきりひらくか、どちらかである。ところで後者のばあいには、共和制と完全な人民専制である。それは、共和制の獲得という条件のもとで、いっさいの土地を国有化する——ブルジョア民主主義的変革の可能な最大限として、またブルジョア民主主義の勝利から、社会主義のための真の闘争の始めへの、自然で必要な一歩前進として——ことを意味する。

——レーニン「労働者党の農業綱領の改訂」¹²⁾（1906年）より。

〔44〕 ロシアの農民の大多数は、土地国有を要求し、実現することができるであろうか？ 疑いもなく、できる。それは、社会主義革命であろうか？ 否。それはまだブルジョア革命である。というのは、土地国有は、資本主義と両立できる方策だからである。しかし同時に、それは、もっとも重要な生産手段の私的所有への打撃である。

——レーニン「一つの根本問題（ブルジョアジーのがわへ移った社会主義者はどう論じているか）」¹³⁾（1917年4月）より。

〔45〕 戦争は交戦諸国に前代未聞の惨禍をもたらしたが、同時にそれは、資本主義の発展を大いに促進して、独占資本主義を国家独占資本主義に転化させた。その結果、プロレタリアートも、革命的小ブルジョア民主主義派も、資本主義の枠のなかにとどまっていられなくなった。……

このような事態のもとでは、農業綱領における土地国有は、不可避免的に、ちがった評価をうけるようになる。すなわち——土地国有は、たんにブルジョア革命の「最後の言葉」であるだけではなくて、社会主義への一歩でもある。このような一歩をふみ

出すことなしには、戦争の惨禍とたたかうことはできない。

プロレタリアートは、極貧農を指導して、一方では、重点を農民代表ソヴェトから農業労働者代表ソヴェトにうつし、他方では、大地主農場の農具類を国有化することと、農業労働者ソヴェトの統制のもとに大地主農場から模範経営をつくり出すことを、要求せざるをえない。

——レーニン「1905—1907年の第一次ロシア革命における社会民主党の農業綱領」への「あとがき」¹⁴⁾（1917年9月）より。

そして、ここでの結論——端的にいい換えれば、「われわれは、すべての土地の国有化を、すなわち、国家内のすべての土地を中央国家権力の所有にうつすことを、要求しなければならない。……われわれは、すべての没収された地主農場に雇農代表ソヴェトの統制のもとに大規模な模範農場をつくらせるよう、農民委員会の内部で努力しなければならない」という「わが国の革命におけるプロレタリアートの任務」¹⁵⁾——、それは、前第Ⅲ節では農民的経営・土地所有が、その“集団化・共同化”を媒介として、結局のところ第Ⅱ節の結論、すなわち社会主義的土地国有化からさらに進んで、全国民的土地所有へと回帰したとすれば、ここでは地主的巨大土地所有の資本主義的（ブルジョア的）土地国有化が、ブルジョア民主主義革命がプロレタリア社会主義革命に連続的に成長転化する歴史的現実の中で、まずは第Ⅱ節の社会主義的土地国有化に歴史的に収斂していったことを示しているといつてよい。

（2）ブルジョア国家による「共同社会的条件」整備のための土地国有化

資本主義的（ブルジョア的）土地国有化について、いま一つ検討しておくべき課題として、ブルジョア国家がいわゆる「共同社会的条件」を整備するべく実施する土地国有化の問題がある。

周知のように、今日の資本主義国家は一般に、例えば治山・治水などの国土保全、道路・港湾などの産業基盤整備、住宅・公園などの生活基盤整備など、要するに資本主義社会の「共同社会的条件」¹⁶⁾の整備を、国家的な事業（公共事業）として実施している。ところで、これらの事業は一般に、次のような政治

経済的特質，すなわち，(1)社会の再生産にとって不可欠な部門として，その受益範囲が社会の広範な部分におよぶ，(2)その実施のためには巨額で長期の投資を必要とし，私的資本の活動領域として概して適合的ではない，さらに(3)資本間の利害調整・治安維持・軍事などの国家的目的からしても私的資本の手にはゆだねがたい，などの特徴をもっており，また，いずれの事業にあっても施設の建設・管理・運営は，土地（狭義の土地だけでなく，森林・湖沼・河川・海水面などを含む広義の土地）と結びついている。

ここからして，現代資本主義国家は一般に，その「共同社会的条件」の整備のために，しばしば土地を国有化し，あるいは既存の国有地において，事業を国営するのであるが，しかし，このような現象は何も現代国家に固有の特徴ではなく，資本主義国家の形成期において，多かれ少なかれすでにみられた現象であるといつてよい。

本項の課題領域はもちろん，いまだ現代資本主義下の問題にまでおよぶものではないが，ここでは上にみた現代的観点をふまえつつ，以下，当面の問題にかかわる，いくつかの古典的基礎を検討しておこう。

1. 「経済的進歩」としての土地国有化をめぐる

さて，ブルジョア国家が，まず最初に行なうべきブルジョア社会の「共同社会的条件」の整備について，マルクスは『資本論』の第Ⅱ巻で，資本の回転の問題とかかわって，次のように述べている。

〔46〕 資本主義的生産の未発展な段階では，長い労働期間を必要とするためにかなり長期間にわたって大きな資本投下を必要とする諸企業は，ことにそれがただ大規模にしか実行できない場合には，けっして資本主義的には経営されない。たとえば共同体や国家の費用による（労働力に関するかぎりではやや古い時代にはたいてい強制労働による）道路や運河などの場合である。……

労働期間がかなり長い大規模な事業の遂行がはじめて完全に資本主義的生産のものになるのは，資本の集積がすでに非常に大きくなっており，他方では，信用制度の発達で資本家に提供する便利な手段によって，自分の資本のかわりに他人の資本を前貸しし，したがってまたそれを危険にさらすことができるようになってきているときである。

——『資本論』第Ⅱ巻・第2篇第12章（労働期間）¹⁷⁾より。

[47] 「造林は、規則的な経営のためには穀物栽培よりも大きな面積を必要とする。というのは、細分地では林業に適した伐採を行なうことができないし、副次的な利用はたいいていできなくなり、森林の保護は困難になってくるなどということがあるからである。……林地の獲得のために投ぜられた資本は」{共同体生産ではこの資本は不要になり、問題は、ただ、共同体がどれだけの土地を造林のために耕地や牧地から取り去ることができるかということだけである}「長い時間の後にはじめて引き合う収益をあげるのであり、一部分ずつ回転するだけであって、完全に回転するには木材の種類によっては150年もの期間を必要とする。そのうえに、永続的な木材生産は、それ自身、年々の利用高の10倍から40倍にのぼる生木の保有を必要とする。それゆえ、ほかに収入もなく広大な森林ももっていない人は、規則的な林業を経営することはできないのである。」(キルヒホーフ、58ページ)

長い生産期間(それは相対的に小さな範囲の労働期間しか含んでいない)、したがってまた長い回転期間は、造林を不利な私経営部門にし、したがってまた不利な資本主義的経営部門にする。たとえ個々の資本家に代わって結合資本家が現われるとしても、資本主義的経営は本質的には私経営なのである。耕作および産業一般の発達は昔から森林の破壊に非常に活動的に現われてきたのであって、これに比べれば、耕作や産業が逆に森林の維持や生産のためにやってきたいっさいのことは、まったく消えてなくなるような大きさのものである。

——同前・第13章(生産期間)¹⁸⁾より。

このように、資本主義の形成期においては、道路や運河などの開発・整備、林業と森林の保護・維持など「共同社会的条件」の整備は、何よりもまずそれに必要な資本が、私的経営の規模をはるかにこえて巨額で長期の回転期間を要するため、国家的事業として遂行され、また森林の場合には資本の本源的蓄積の一環として、多かれ少なかれ国有林の形成をみるのであるが、こうした国家的土地所有と経営は、資本主義の発展にともなって、新たな領域に拡大されていく。

[48] とほうもなく成長してゆく生産力がこのようにみずからの資本という性質に抵抗し、このようにみずからの社会的な本性を承認するようになります。ますます強くせまっているということ、このことこそが資本家階級自身に、およそ資本関係の内部で可能なかぎりでのこの生産力を社会的生産力として取り扱うことを、ますますやむなくさせるのである。産業の好況期は、信用を無制限に膨張させることによって、また恐慌そのものも、大規模な資本主義的企業の倒産をつうじて、各種の株式会社においてわれわれが見るような、大量の生産手段の社会化の形態に向かって押しすすめる。これらの

生産手段や交通通信手段のうちには、たとえば鉄道のように、もともと非常に巨大なために、これ以外のどんな資本主義的利用の形態もとることのできないものもある。ある発展段階に達すると、この形態でさえもはや十分でなくなる。資本主義社会の公式の代表者である国家が、それらの指揮を引きうけなければならなくなる^{*}。このように国家的所有に転化させる必要がはじめに現われてくるのは、大規模な交通通信施設、すなわち郵便、電信、鉄道においてである。

* 私は、なければならなくなる、と言う。なぜなら、生産手段または交通通信手段が現実には株式会社の指揮の手に負えないほどに成長し、したがって国有化が経済的に避けられないものとなった場合、ただその場合にだけ、国有化は、今日の国家がそれをおこなっても、一つの経済的進歩を意味し、社会そのものによるいっさいの生産力の掌握への一つの新しい前段階が到達されたことを意味するからである。……

——エンゲルス「反デューリング論」第3篇（社会主義）・2（理論的概説）¹⁹⁾
 ・（1877～78年）より。

こうして、資本主義的生産様式の下で生産力がますます大きく発展するにしたがって、「社会的生産と資本主義的取得とのあいだの矛盾」もまた大きく発展し、その中で郵便・電信・鉄道をはじめ、ますます多くの新たな生産領域が最初は株式会社の手に、ついで「独占」に（「空想から科学へ」では、これが補足されている）、そしてついには国家の手にゆだねられざるをえなくなるのであるが、ここで注目すべき点は、エンゲルスが、こうして「国有化が経済的に避けられないものとなった場合、ただその場合にだけ、国有化は、今日の国家がそれをおこなっても、一つの経済的進歩を意味し¹⁾」ていると把握していることである。

この問題はエンゲルスの国有化論にかかわる、いわゆる「経済的必然性」をめぐる問題に他ならないのであるが、ともあれ、ここでエンゲルスが把握した「経済的進歩」としての国有化——それは何よりもまず、社会的生産の発展が所有と経営の社会化を、資本家階級自身をして、国家の次元にまで促進せしめたものである——、これこそは、マルクスのいう「社会的必要」にもとづく土地国有化（それは、農業生産の社会化と私的土地所有との矛盾の発展の結果である）から、レーニンの「社会進歩」をめざす土地国有化（それは、“社会進歩の最高の基準”である“生産力”の発展をはかるべき「ブルジョア社会で可能なかぎりの最大限の

もの」である)にいたるまで、首尾一貫して貫徹してきた土地国有化論の基礎的論理と、正確に軌を一にするものであると²¹⁾いってよい。

エンゲルスのここでの論究が、マルクスおよびレーニンの概念と異なるところはただ一点、すなわち、後者がいわば“下からの国有化”であるのに対して、前者は“上からの国有化”，すなわち「今日の国家がそれをおこな」うという点であるが、両者の論理の基本的同一性とここでの位相の相異は、エンゲルスの次のような論述がこれをあますところなく明示しているとい²²⁾ってよい。

[49] 近代国家は、これまた資本主義的生産様式の一般的な外的諸条件を、労働者や、さらに個々の資本家の侵害から守って維持するために、ブルジョア社会が自分のためにつくりだす組織にすぎない。近代国家は、どういう形態をとっているにせよ、本質上は資本家の機関であり、資本家の国家であり、観念上の総資本家である。国家がますます多くの生産力を引きついで自分の所有に移せば移すほど、それはますます現実の総資本家となり、ますます多くの国民を搾取するようになる。……しかし、絶頂にまでのぼりつめたとき、資本関係はひっくりかえる。生産力の国家的所有は衝突の解決ではないが、しかし、そのなかには、解決の形式的な手段、手がかりが隠されている。

——同前・理論的概説より。²²⁾

[50] 資本主義的生産様式は、人口の大多数をますますプロレタリアに変えてゆくことによって、没落したくなければどうしてもこの変革をなしとげなければならない勢力をつくりだす。資本主義的生産様式は、大規模な社会化された生産手段の国家的所有への転化をますます押しすすめることによって、この変革をなしとげる道をみずから示す。プロレタリアートは国家権力を掌握し、生産手段をまずはじめには国家的所有に転化する。

——同前・理論的概説より。²³⁾

上にみたエンゲルスの「経済的進歩」としての国有化の論議は、その発展段階についていえば、産業資本主義の段階ないしは独占資本主義の段階への移行期のものであるが、この論議の延長線上にある、国家独占資本主義の生成期の論議としては、レーニンの例えば次のような論述を掲げることができよう。

[51] 産業の国営化は、ドイツだけでなく、イギリスでも前進した。独占一般から国家独占へと移行した。客観的な事態は、戦争が資本主義の発展を促進し、資本主義から帝国主義へ、独占から国営へ前進したことを、しめしている。すべてこれらは、社

会主義革命を近づけ、そのための客観的諸条件をつくりだした。

——レーニン「ロシア社会民主党（ボ）第7回（4月）全国協議会」²⁴⁾（1917年4月）より。

[52] 前世紀の70年代のドイツのある機智のある社会民主主義者は、郵便を社会主義経営の見本だと呼んだ。これはそのとおりである。今日では、郵便は、国家資本主義的独占の型にしたがって組織された経営である。帝国主義は、すべてのトラストをこのような型の組織に徐々に転化させている。ここでは、沢山の仕事をしよわされながら、飢えている「普通の」勤労者のうえに、同じブルジョアの官僚制度がのしかかっている。しかし、ここには社会的運営の機構がすでにできあがっている。資本家をうちたおし、武装した労働者の鉄腕でこれらの搾取者の反抗を粉碎し、近代国家の官僚機構を破壊せよ、——そうすれば、われわれの眼前には、「寄生体」をとりのぞき、高度な技術を装備した機構が現れる。

——レーニン「国家と革命」²⁵⁾（1917年8～9月）より。

ところで、さきのエンゲルスの「経済的進歩」としての国有化の論議とかかわって、それでは「経済的進歩」を意味しない、つまり「経済的必然性」がない国有化とはどのようなものかについてみれば、そのような国有化の一形態として、いわゆる“ビスマルク的国有化”をあげることができる。エンゲルスは、さきの注記の後段で次のように述べている。すなわち、「ビスマルクが、なんら経済的必然性がないのに、戦争の場合に鉄道幹線をよりよく組織し利用できるようにし、鉄道従業員を政府支持の従順な投票者群にそだてあげ、また主としては、議会の決議に依存しない一つの新しい財源を手に入れようという、それだけの目的で、プロイセンの鉄道幹線を国有化した……」²⁶⁾と。

こうした性格の国有化は、本項のはじめでみた、現代社会における国家的諸事業の政治経済的特質の(3)、すなわち、資本間の利害調整（国民に対する資本の共通利害の調整を含む）・治安維持・軍事などの国家的目的をもつという特徴と対応しているといってよいが、ともあれ、こうした国有化と軌を一にするその後の規定（独占資本主義段階のそれ）については、レーニンの例えば次のような論述を掲げることができる。

[53] ドイツの社会民主主義者は、土地国有の要求をふくむマルクスの古い綱領をすべてしりぞけたが、それはまったく当然のことであった。なぜなら、ドイツはエンケ

ル的ブルジョア国として終極的に形成され、ブルジョアの体制を土台とする運動はみな、ドイツでは決定的にその生命をおえているのであり、国有化のためのどのような人民運動も存在しないし、また存在しえないからである。ユンケル的＝ブルジョアの要素の優越は、国有化計画を実際には玩具に、それどころかユンケルが大衆を略奪するための道具に変えてしまった。

——レーニン「1905—1907年の第一次ロシア革命における社会民主党の農業綱領」(1907年)の「結論」²⁷⁾より。

[54] 資本主義社会における国家独占は、あれこれの産業部門の破産に瀕している百万長者のために、収入をたかめたり確実にしたりする手段にすぎない……

——「資本主義の最高の段階としての帝国主義」²⁸⁾(1916年)より。

ブルジョア国家による「共同社会的条件」の整備を目的とする国有(国营)化は、以上にみたように、「経済的進歩」としての国有化はもちろん、「経済的必然性」をもたない、反動的な国有化にあっても、資本主義の発展にともなって当然、それ自体としての展開を示すのであるが、しかし、それらはいずれにせよ、第一義的には、プロレタリアートがそれを支持するかどうか、あるいは要求するかどうかといった問題として、提起されたものではなかった。

ブルジョア国家による土地国有(国营)化の政治経済的意義は、それが「経済的進歩」を意味するものであるかぎり、まず第一には、すでにみたように、生産の社会化の巨大な発展が、所有(経営)の社会化を、ブルジョアジー自身をして、終極的な国家の形態にまで余儀なく発展せしめたということであったが、第二には次の点にあったことをここで確認しておくべきであろう。すなわち、(1)それは、資本主義がすでに「社会そのものによるいっさいの生産力の掌握への一つの新しい前段階」に到達したことを示すとともに、また、それが「社会主義革命を近づけ、そのための客観的諸条件をつくりだした」ということ、そして、(2)プロレタリアートが国家権力を掌握したとき、彼らが既存の官僚機構をとりのぞきさえすれば、そこには「社会的運営の機構(高度な技術を装備した機構)がすでにできあがって」おり、また、プロレタリアートは、それまでの国有化が「変革をなしとげる道をみずから示したところにしたがって、未国有化部門についても容易に、「生産手段をまずはじめには国家的所有に転化」しうるということ、これである。

そして、「経済的必然性」のない、反動的な土地国有（国営）化については、資本主義の発展にともなって、これはこれで一定の必然性をもって展開されるのであるが、こうしたブルジョア国家の「寄生性と腐朽」の堆積は、それ自体の矛盾とプロレタリアートの反撃によって、早晚、新たな段階に向けて突き崩されていくのである。

2. 国土環境の維持・改善と土地国有化

さて、以上では国有（国営）化といっても、土地それ自体を明示的に国有化の対象として論じたものでは必ずしもなかったが、その土地国有（国営）化の問題に、以上とは異なった視点から接近したのは、K. カウツキーであった。

カウツキーは、その著『農業問題』の第2編「社会民主主義的農業政策」において、「土地国有」を論じているが、その中で彼は、資本主義的農業経営者の所有地にかかわる抵当権の国有化に否定的見解を示した後、資本主義下の国有（国営）化について、次のように否定的見解を述べている。すなわち、「国家は今日においては何よりもまず支配機関である。国家は、経済的機能がまかされる場合にも、決してこの性質を拒否するものではない。……今日でも国家は通常は私的資本家よりも高価かつ無器用に経営している、すなわち、ブルジョアの側からよく社会主義に対して持ちかけられる一論難である。だが、これは社会主義に対してでなく、ただ近代国家に対してのみ当る。……また支配機関としての国家の性質に発生する政治的の諸理由が加わる。今日の国家の経済的権力手段は増大する、すなわちこういってもよい、その被支配階級に対する抑圧手段は増加する²⁹⁾」と。

こうしてカウツキーは、「プロレタリアートが決定的の役割を演じないところにおいては、かくて、社会民主党は必要もなく国家経済や国有の拡大に熱心になる³⁰⁾何等の理由をもたない」と彼の原則的な見解を明示するのであるが、しかし、その上で次のような場合を例外の一つとして、容認している。

[55] しかしながら今日においてすらすでに一つの企業の国有化が全体に対して経済的利益でありうる。このことは、鉄道や多くの鉱山のごとく自然的関係によってにしる、カルテル、トラストのごとく社会的関係によってにしる、独占である経営には当

てはまる。ここにおいては、私的独占による公衆の搾取がはなはだしい程度にたっしていることがありうる。この場合とくに国庫が随意に私的独占による搾取を継続しえないほどに、政府の人民に対する従属がなされている場合においては、国家経営は困難の救済者として現われる。

——K. カウツキー『農業問題——近代的農業の諸傾向の概観と社会民主党の農業政策——』(1898年) 第2篇第1章³¹⁾より。

ここではカウツキーは、一定の「政府の人民に対する従属」がある場合には、「公衆の搾取がはなはだしい」私的独占については、国有(国営)化が望ましいとしているのであるが、それでは農業については、どのようにみているのであろうか。

[56] 70年代までは、土地の所有はたしかに独占をなして、それが人民の搾取をはげしくした。だが、交通の発展は農業に対しては一般的にこの独占を壊した、……他方において、農業における経営形態は、まだそれが国家経営を要求するようなものではない。むしろ、農業的工業——製糖、火酒醸造、ビール醸造その他——の方が本来の農業よりも早く国有に成熟するであろう。国家自身も、その国有地を自ら耕作するよりも資本主義的農業経営者に小作させることを、今日では選んでいる。社会民主党は、資本主義的国家借地農業者の数を増加し、かつ、政府を国民代表者の予算承認から独立せしめる何らの理由もない。

——同前『農業問題』³²⁾より。

こうしてカウツキーは、19世紀末の先進資本主義国の農業(主としてヨーロッパ諸国とアメリカの農業)を念頭におきつつ、ブルジョア国家による土地の国有(国営)化に対しては、第一には彼自身が定立した「私的独占による公衆の搾取がはなはだしい」場合という基準に照らして、第二には、おそらくはエンゲルスの「反デューリング論」に依拠しつつ、農業の経営形態の現状からして国有(国営)化の「経済的必然性」がいまだ存在しないものとして、これを明確に否定したのである。³³⁾

ところで、カウツキーは、他の二つの対象領域では、農業の場合とは異なって、土地の国有(国営)化を強く主張した。その二つの領域とは、他でもない森林と、水利であるが、まず森林については、「農村の生業中本来の農業に属していない一つの——もちろん一つの——いちじるしい部門が例外をなしている。すなわち森林経営である。森林の合理的経営は資本主義の増殖の欲求と一

致しない。資本が森林を支配しているところでは、これを破壊している。何故かというに、優良なる森林経営は資本主義的価値増殖欲求と一致しない。それは資本の最も急速なる回転を要求する。だが、森林経営においてはそれは「いちじるしく緩慢である」³⁴⁾として、前掲したマルクスの論述（引用文〔47〕を参照）を引用した後、次のように述べている。

〔57〕 もっぱら資本主義的考量が決定するところにあつては、あまりに容易に森林の最後が告げられる。森林は少しの苛責なく伐採されるからである。それにも劣らず森林にとって破壊的となるのは農民の窮乏である。だが、森林はまったく、一国の居住、肥沃度、気候、水利の均勢、水流の増減の調節、山地および海岸における耕地の保護等々に対して重大なる意味を有し、従つて、その無謀なる荒廃は土地耕作にとってきわめて重大なる損傷をもたらすものである。それゆゑに、しばしば諸国家は、賃金労働者の労働力と同様に森林をも資本による濫費から保護するにいたらしめられることがあつた。……（また、森林の有無が農業におよぼす影響については、——筆者）一の地方では森林が牧野、いな、耕地を犠牲にして増進しているのに、他の地方では森林は、それが雪崩や洪水の危険に対する保護として絶対に必要であり、従つて、雪崩や洪水、山崩れが耕地を破壊するようなところにおいて、消滅している。一方において、耕地が狭められ、農業が森林の過剰のために不可能にされているとすれば、他方においてはその欠乏によって不可能にされている。これが資本主義時代の森林経営である。

一は他と同じく破壊的であり、全体の利益においてその抑止が要求される。このことは、森林の国有化によって最も有効に行われうる。そのみが、最も合理的の森林経営を確保しうる、少なくとも、国家が、財政的に破産しておらず、政府が、スポーツによる農業の破壊を高価な特権の一つであると称するところの上流高貴の者の影響下にないところにおいては。財政的に健全な民主主義的な国家においては、社会民主党は、プロレタリアートがそこでなお影響力に乏しい場合にも、顧慮なく森林の国有を促進すべきであらう。

——同前『農業問題』³⁵⁾より。

ここで主張されていること、それは、資本主義経済はあまりに容易に森林（経営）を破壊するが、しかるに森林は上述のような広範かつ重要な国土環境の保全機能をもっており、これを私的資本の恣意にゆだねることは、まさに一国の存立基盤をあやうくする。そこでブルジョア国家は、プロレタリアートについて社会政策を実施するように、森林についても資本による濫費から保護す

るべく、いわば“自然政策”を実施する傾向をもつ。そこで、これをより完全に、全国的に統一的に実施させるためには、財政的に健全な民主主義的国家であるかぎり、プロレタリアートのヘゲモニーがいまだ微弱であっても、ブルジョア国家に森林の国有・国営化を実施させるべきである、ということである。

それでは、水利については、どうであろうか。

〔58〕水利の国有化は森林の国有化と密接に関係がある。この場合考察されるものは、たんに農業の利益——灌漑や排水——のみでなくして、ほかになお多くのきわめて重大な利益、ことに交通のそれ——河川、湖沼、運河航行——、工業のそれがある。工業はたくさんの水力を必要とし、電気技術の発達とともにますますこれを必要とする。次に、衛生上の利益——沼地の排水、飲料水の供給、糞尿その他塵芥の放出——および公安の利益——とくに氾濫に対する保護がある。資本主義的生産方法が発達するほど、合理的な水利経営は必要となる、何故かというに、資本主義的生産方法は他のいかなる方法よりもはなはだしく、伐採、沼地の乾燥、湖面の低下、水道、運河設備、河川の改修、堰止設備、等によって、水利の自然的に与えられたる状態に手を入れて行く。……水路の体系が人工的であればあるほど、それだけその誤れる方向における展開がもたらすことのありうる結果は破壊的である。その際、水利の問題は、他のいかなる場合におけるよりも全体利益に個別利益が一致しない。人は一の河川を法律的に各別の部分に分つことができる。そして、一人の個人にこの個々の部分に対する所有権を与えることができる。事実上は、だが、一の河川は、いな一的全河川区域は一の全体をなしている、その発源地域からその河口まで。そして、その水源地域の部分において河川がその持主に対してのみ役立つことは、さらに河下の方に住む人々にとっては荒廃的の結果をもたらしうる。合理的な水流経営とは、一の河川的全領域を計画的に統一的視点によって管理することである。そして、これは、その場合森林経営と手をたずさえて進まなければならぬであらう。……あらゆる国有行動が国家の掠奪のみ導くほどに、国家行政が腐敗していず、また、それがあらゆる技術的任務に対して何もできないほど官僚的に固陋でないところでは、また、国家行政が多少とも体裁を整えており、かつ民主主義的に選挙された人民代表の統制に服しているところにおいては、人は、何らの顧慮なく今日すぐにも水利の国有を促進すべきである。

ブルジョア国家の国家経済がいかに危険なものであれ、また、警察国家のそれがさらに危険なものであれ、水利や森林については、それは、今日においてすでに私経営に勝っている。

——同前³⁶⁾『農業問題』より。

このように、水利の場合もそれが国土環境にもたらす便益は、農業・交通・工業・上水・下水・治水等、きわめて多面的で重大であるが、しかるに資本主義的生産方法の発展がこれらの状態におよぼす影響はきわめて甚大であり、また、この領域では私的所有(経営)は、概して社会全体の利益を損なう。したがって、全国的な水利経営を計画的かつ統一的に管理するためには、森林(経営)の場合と同様に、現資本主義体制の下でも、すみやかにブルジョア国家による水利の国有・国営化を促進すべきである、というのである。

以上のように、カウツキーの土地国有(国営)化論は、彼が定立した「私的独占による公衆の搾取がはなはだしい程度にたっている」場合という基準(これは、意義不鮮明であるだけでなく、ブルジョアの改良政策としても幻想的であるという他はない)の問題を別にすれば、その対象的条件がほとんど森林と水利にかぎられており、また、その目的が国土環境の維持・改善におかれている点に特徴があるといつてよいであろう。この問題は、本項のはじめでみた現代社会における国家的諸事業の政治経済的特質の(1)、すなわち、社会の再生産にとって不可欠な部門として、その受益範囲が社会の広範な部分におよぶという特徴に対応するものであり、カウツキーが付した諸々の前提条件からしても、それ自体としては、ブルジョア国家による土地国有(国営)化に関する、いわば“最小限綱領”であるといつてもよいであろう。

最後に、ここでの問題とかかわって、土地国有(国営)化と地代の問題に言及しておくと、カウツキーは、水利の国有化にかかわって、次のように述べている。すなわち、「水利の国有化は、河川の生む地代が低下せず、ことに、水力を工業的目的のために資本主義的に搾取することが増加する結果、上騰している場合において、なおさら促進されるべきものである。それゆえに、かくのごとき国有化によって、人民の財政的の負担が加重するというようなものでなく、少なくとも、それが巧妙に実施されるところにおいては、国家の富裕が期待されるべきである³⁷⁾」と。

すでに明らかなように、資本主義下の土地国有(国営)は、絶対地代を廃絶できるし、差額地代をブルジョアジーの共同機関である国家の手に移すことが

できる。しかし、この廃絶と転化がいかに巧妙に実施されようとも、プロレタリアートは必ずしも「国家の富裕」を「期待」することはできない。それどころか、資本主義下の土地国有（国営）は、きわめてしばしば“国家の貧困化”を、ブルジョア社会の「共同社会的条件」の荒廃を、つまりはプロレタリアートの生存条件の貧困化をもたらした。

土地国有化がしばしば農民からの土地収奪として行なわれ、「国家がますます多くの生産力を引きついで自分の所有に移せば移すほど、それはますます現実の総資本家となり、ますます多くの国民を搾取するようになる」（エンゲルス）という基本的な傾向を今はさておくとしても、国家が差額地代や、さらには絶対地代の収奪によっても蓄積した「国家の富裕」が、ブルジョア社会の再生産過程でどのように帰属し、どのように再投入されるのか、がここでの問題となるであろう。

まず第一に、「国家の富裕」はしばしば、ブルジョア国家による戦争遂行や資本の高蓄積実現などのために、国庫を通じて“財政的収奪”を受け、かくして「土地を、共同的永久的所有として、入れ替わって行く人間世代の連鎖の手放すことのできない存在・再生産条件として、自覚的合理的に取り扱うことに代わって、地力の搾取や乱費が現われ³⁸⁾」、国土環境は荒廃した。第二に、「国家の富裕」（差額地代）はしばしば、ブルジョア国家の経済政策、国土開発政策を通じて、土地利用資本など私的独占による分け取りにゆだねられ——一つには、土地生産物（土地利用）価格の平均生産価格（中位の土地条件における平均的生産価格）への引き下げによって、二つには、差額地代の再投資による限界地（都市圏境・耕境・伐境・利水境など）の地力略奪的拡大によって——、かくして同様に、「地力の搾取や乱費」が「人間と土地とのあいだの物質代謝を攪乱³⁹⁾」し、国土環境の再生産メカニズムを破壊した。第2次大戦下、森林乱伐など“総力戦”遂行の一帰結としての、わが国戦後における森林・治山・治水など国土環境の巨大な荒廃、そして、その後の「高度経済成長」期における国有林の増伐・「合理化」と、その帰結としての自然と国土の荒廃（森林資源の荒廃⁴⁰⁾・自然破壊・山地災害・森林生態の破壊・水質汚染等々）は、上に述べた事柄の一つ

の生きた証拠に他ならない。

歴史的現実の展開にして上述のようであるとすれば、ブルジョア国家による森林・水利など土地の国有（国営）化は、カウツキーのいうように、たとえもろもろの前提条件が付されていても、「国家の富裕」を「期待」することは、きわめて困難であると言わねばならない。そして、資本主義下の土地国有について、次に掲げる栗原百壽の論述のように、ほとんど無限定な、一般的規定を与えるとするれば、それはもはや幻想的であるという他ないであろう。すなわち、「それ（資本主義下の土地国有——筆者）はまた、差額地代をブルジョア階級の共同機関たる国家にうつすことによって、差額地代部分たる超過利潤形成の資本主義的不合理性をある程度まで是正する——徴収した総差額地代を劣等地の国家的改良の財源、ないし農産物高価格の平均的⁴¹⁾是正の財源等に使用することによって——可能性をもつくりだしうるものである」と。このような論理は基本的には、資本主義下の土地国有（国営）の下では容易に実現されるものではなく、すでにみたところから明らかなように（小稿第Ⅲ節の(3)を参照）、社会主義的土地国有化の下でこそ、現実性をもつものであると言うべきであろう。

〔未 完〕

- 1) さらに、先回りしていえば、等しく資本主義経済体制下の土地国有化であっても、いわゆる「民主的国有化」の一環としての土地国有化は、そのヘゲモニーがブルジョアジーにはないという点で、本節の資本主義的（ブルジョアの）土地国有化とは根本的に異なるものであるが、この問題は本節の課題からは、隔たるところまだかなり遠い。なお、「民主的国有化」については、例えば、『国家独占資本主義（マルクス主義政治経済学概論）』（フランス共産党中央委員会経済部・『エコノミー・エ・ポリティーク』誌、大島雄一他訳、1975年）下巻を参照。
- 2) 全集（『マルクス・エンゲルス全集』——以下同じ）㉔Ⅱ 42頁。
- 3) 『レーニン全集』㉓296, 299頁。
- 4) 同前, 317, 320頁。
- 5) 同前, 320～21頁。
- 6) 同前, 321頁。
- 7) 同前, 322～23頁。
- 8) 同前, 323頁。
- 9) 同前, 234～35頁。

- 10) 同前, 239～40頁。
- 11) 同前, 437頁。
- 12) 『レーニン全集』⑩173～74頁。
- 13) 『レーニン全集』⑫188頁。
- 14) 『レーニン全集』⑬442～43頁。
- 15) レーニン「わが国の革命におけるプロレタリアートの任務（プロレタリア党の政綱草案）」（1917年4月）より。『レーニン全集』⑭55頁。
- 16) 『大月・経済学辞典』434頁の「社会資本」の項, および宮本憲一『現代資本主義と国家（現代資本主義分析4）』（1981年）の76～78頁を参照。
- 17) 全集⑭285, 287頁。
- 18) 同前, 298～99頁。
- 19) 全集⑯286頁。なお, 「空想から科学への社会主義の発展」, 全集⑱217～18頁をも参照。
- 20) この点については, 例えば玉村博巳『現代の公企業と国有化』（1982年）の第4章を参照。
- 21) ちなみに, 玉村博巳氏は前掲書（168頁）で, 「エンゲルスのいう「経済的必然性」による国有化とは, ……結論をいえば, 国有化される部門・企業がその発展の時期をすでに終え, その利潤率がきわめて低く, しかもそれが恒常化していること, それが基本的な要因・理由となって国有化される場合を指している」としておられるが, この指摘が問題の核心をつくものであるかどうかについては, 大いに検討を要するであろう。
- 22) 全集⑳287～88頁。
- 23) 同前, 289頁。
- 24) 『レーニン全集』㉑240頁。
- 25) 『レーニン全集』㉒460頁。
- 26) 全集㉓287頁。
- 27) 『レーニン全集』㉔439頁。
- 28) 『レーニン全集』㉕250頁。
- 29) K. カウツキー・向坂逸郎訳『農業問題——近代的農業の諸傾向の概観と社会民主党の農業政策——』（下巻, 岩波書店）165～66頁。ただし, 漢字と仮名づかいは改めてある（以下, 同じ）。
- 30) 同前, 167頁。
- 31) 同前, 166頁。
- 32) 同前, 167頁。
- 33) ちなみに, レーニンは, 「1905～1907年の第一次ロシア革命における社会民主

党の農業綱領」において、「ドイツの社会民主主義者は、土地国有の要求をふくむマルクスの古い綱領をすべてしりぞけたが、それはまったく当然のことであった」（前掲引用文〔53〕を参照）と述べており、問題が少なくともドイツに関するかぎり、レーニンはカウツキーのここでの見解を支持していたとみられる。

- 34) 同前『農業問題』168頁。
- 35) 同前, 169～71頁。
- 36) 同前, 171～72頁。
- 37) 同前, 172頁。
- 38) 『資本論』第Ⅲ巻・第6篇第47章第5節, 全集㉔b 1040頁。
- 39) ちなみに、「資本主義的農業のどんな進歩も、ただ労働者から略奪するための技術の進歩であるだけでなく、同時に土地から略奪するための技術の進歩でもあり、一定期間の土地の豊度を高めるためのどんな進歩も、同時にこの豊度の不絶の源泉を破壊することの進歩である。」——『資本論』第Ⅰ巻・第4篇第13章第10節（大工業と農業）, 全集㉔a 657頁。
- 40) 林業構造研究会編『日本経済と林業・山村問題』（1978年）の序章（拙論）、第Ⅱ章第3節などを参照。
- 41) 栗原百壽『農業問題入門』（1955年）232頁。